

産業構造審議会知的財産分科会

第 46 回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	2
報告書とりまとめ	2
3、総務部長挨拶	15
4、閉 会	35

開会

○猪俣制度審議室長 それでは、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第 46 回特許制度小委員会を開会いたします。

本日は、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、玉井委員長のみ対面で御出席、その他の委員の皆様におかれてはスカイプを用いたWEB会議にて御出席いただいております。会議室とスカイプで参加されている方とはリアルタイムに音声のやりとりができるようになっております。

また、佐藤委員の代理として最高裁判所行政局第一課長、中島崇様がスカイプで御出席されております。

なお、松山委員におかれましては途中参加されます。

スカイプにて御出席の皆様につきましては、御発言希望がございましたら、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにさせていただきますようお願いいたします。

議事の進行につきましては玉井委員長にお願いしたいと思います。

○玉井委員長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様全員御出席、全員スカイプでの御参加となっております。

続きまして、具体的な審議に先立って本委員会の議事の運営等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 まず本日の委員会は、16 名の委員の皆様全員に御出席いただいております。産業構造審議会運営規程第 13 条 6 項の全委員数の過半数の出席という条件を満たしておりますので、滞りなく開催が可能です。

次に配付資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会におきまして、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料 1、資料 2、参考資料については事前にデータをお送りさせていただいております。

続きまして議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの方々の傍聴につきましては、WEB傍聴に限って可能とし、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告書とりまとめ

○玉井委員長 それでは議事に入ります。

報告書とりまとめについて、資料 1、資料 2、参考資料を基に事務局より御説明をいただき、その後質疑に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 それでは、まず資料 2 を御覧ください。

報告書案に寄せられた御意見の概要と、御意見に対する考え方を中心に御説明いたします。

今回のパブリックコメントでは、全 14 件の御意見をいただきました。誠にありがとうございます。

また、1 つの御意見に、複数のテーマについて御意見をいただきましたので、そちらをテーマごとに振り分け、通し番号で合計 72 件となっております。合計 38 ページとなっております。

まず 1 ページ目からでございますけれども、1 ページ目から 5 ページ目がいわゆる二段階訴訟につきましての御意見です。

3 ページから 5 ページ目までの通し番号の 4 から 9 まではおおむね報告書案の報告書を支持する御意見でございました。

それ以外の通し番号 1 ページ目から 3 ページ目につきましては、今後もニーズについて情報収集しつつ、議論を深めてほしいという御意見でございました。

これに対する考え方としましては、右に書いてございますとおり、引き続きユーザーの皆様の御意見を聴取し、報告書案にありますとおり、具体的なニーズが高まった段階で改めて検討することとしたいと考えております。

続きまして 6 ページ目から 8 ページ目が当事者本人への証拠の開示制限、Attorney's Eyes Only でございます。

通し番号の 10 から 12、14、16、17 では、おおむね報告書案の方向性を支持する御意見でした。

それ以外では 6 ページ目を御覧ください。

通し番号 13 につきましては、Attorney's Eyes Only など営業秘密の保護を強化する制度の導入を求めるものでございました。同様な意見が 8 ページ目の通し番号 15 でもございました。Attorney's Eyes Only につきましては、報告書案にありますとおり、当事者本人が証拠を閲覧できないことへの憲法との関係、訴訟追行の困難性などの課題

がございますため、秘密保護手続や査証制度の実務の運用を注視しつつ、引き続き議論を深めていくこととしたいと考えております。

続きまして9ページ目からを御覧ください。ここからが第三者意見募集制度でございます。

通し番号でいいますと17、そして19から22、また24でございますが、おおむね報告書案の方向性を支持する御意見でございました。

それ以外として9ページ目を御覧ください。通し番号18でございます。

まず1点目で中ほどの意見で書いてございますけれども、当事者が意見書を閲覧・謄写し、これを選別して裁判所に提出することは当事者に大きな負担が生じるといった御意見でございます。

また、第三者に電子データによる意見書の提出を認め、当事者に電子データによる意見書の複製を認める必要性が高いといった御意見がございました。

これにつきましては、右側の御意見に対する考え方の3つ目のポツで書かせていただいておりますが、電子データによる意見書の提出、複製等につきましては、関係省庁で行われている議論の行方も注視しながら検討を行っていきたいと考えております。この点につきましては後ほど述べますけれども、御意見を踏まえて資料1の報告書案にも少し記載を加えております。

また、2点目として9ページ目の通し番号18で後半部分でございますけれども、意見書によっては、当事者が書証として提出しない可能性があり、弁論主義との関係を詰めて議論すべきなどの御意見をいただきました。

また12ページ目の通し番号23の中でも同様の御意見がございました。

これについては、9ページ目の通し番号18の御意見に対する考え方の2つ目のポツにも記載させていただいておりますけれども、この点は小委員会でも御議論をいただきましたが、弁論主義との関係や、裁判遅延の懸念もありましたので、まずは報告書案で示した制度の検討を進め、今後検証が可能になった段階でさらなる制度の改善が可能か検討してまいりたいと考えてございます。

そのほか、10ページの通し番号20、13ページ目の通し番号24では、今後、意匠権、商標権、審決など取消訴訟制度などについても継続検討してほしいですとか、11ページ目にあります通し番号21、意見書の多寡で裁判所の判断に影響を及ぼさないようにという意見もございましたが、こういった点は報告書案に記載がございますので、その

記載のとおりの方を書かさせていただいております。

続きまして 14 ページ目以降を御覧ください。

特許権者の金銭的救済の充実のところでございます。14 ページ目から 18 ページ目がこれに該当します。

後半部分の通し番号 27 から 33 まではおおむね報告書案の方向性を支持する御意見でした。

それ以外の 14 ページ目から 15 ページ目の通し番号でいいますと 25 から 26 につきましては、懲罰的賠償制度や利益吐き出し型賠償制度の導入を求める御意見でございました。

まず 14 ページ目の通し番号 25 の懲罰的賠償制度につきましては、本小委員会でも御議論いただき、また、報告書案でも記載させていただきましたが、「過剰な制裁となり得る」、「日本で懲罰的賠償制度を導入すれば、海外の高額な懲罰的賠償の判決を日本で執行しなければならなくなるおそれがある」などの御意見があり、早期の制度化に向けた検討を進めることには慎重であるべきだと考えております。

次に 15 ページ目を御覧ください。

こちらでは通し番号で 26 でございますけれども、懲罰的賠償制度に加え、利益吐き出し型賠償制度についての御意見でございますが、懲罰的賠償制度につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、利益吐き出し型賠償制度につきましては、こちらでも小委員会で御議論いただき、また、報告書案にも記載させていただいておりますが、近時の高額な損害賠償額の裁判例、令和元年改正による損害賠償額算定の見直しを踏まえ、今後は裁判の動向を見守りつつ、その上でさらなる法改正が必要であるといった具体的なニーズが高まった時期に改めて検討したいと考えております。

次に 19 ページ目以降を御覧ください。

訂正審判などにおきます通常実施権者の承諾の要件の見直しでございます。

19 ページ目から 21 ページ目がこちらの御意見でございます。

おおむね御支持いただける御意見だったと思っております。

19 ページ目の通し番号 35 に特許権の放棄に関して、後半部分で書いていただいておりますが、独占的通常実施権については、実施権者に不測の損害を与えることがないよう留意する必要があるといった御意見をいただきました。

これについては、仮に法改正がなされましたら、契約の締結、更新の必要があります

ので、改正事項の周知を徹底してまいりたいと考えております。これにつきましても後ほど御説明しますが、御意見を踏まえて資料1の報告書案に少し記載させていただこうと考えております。

続いて22ページ以降を御覧ください。

その他の検討事項のところでございます。22ページ目から27ページ目がここに該当します。

おおむね御支持いただける御意見でございましたが、24ページ目、25ページ目の通し番号でいうと43から44でございます。

検討事項として中間報告書にもありました標準必須特許をめぐるライセンスのあり方についても最終報告書に記載してほしいという御意見をいただいております。

これにつきましては、御意見を踏まえまして、調査研究を通じた実態調査等を進めていく検討継続事項として資料1の報告書案に追加したいと考えてございます。

続いて28ページ目を御覧ください。

審判口頭審理のオンライン化についての御意見でございます。28ページ目と29ページ目でございます。

おおむね御支持いただける御意見だったと思っております。

制度の運用につきまして、ユーザーの皆様などから御意見を聴取して具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて30ページ目と31ページ目でございます。

災害時の割増手数料の取り扱いについての御意見をいただいております。

おおむね御支持いただける意見でございました。

31ページ目の通し番号で59でございますけれども、これは免除となります要件が「責めに帰することができない理由」だと要件が厳しく、結果として適用されにくいのではないかという御意見がありましたが、本改正は、災害時で特許権者が割増手数料を期間内に払えなくなった場合であっても、割増手数料を支払うことについて改善したいと考えておりまして、少なくとも災害などで支払いが遅延する場合には適用がなされるものと考えております。

本制度の適用が厳しくなるかどうかは制度の運用をまず見させていただいて、もしも問題等が生じましたら必要に応じて検討したいと考えております。

続いて32ページ目、33ページ目を御覧ください。

通し番号で 60 から 64 でございます。

権利回復制度の見直しでございますけれども、おおむね御支持いただける御意見でございました。

なお 32 ページ目の通し番号 62 でいただきました御意見にありますとおり、故意な権利回復については、報告書案にもありますとおり、具体的な抑止策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして 34 ページ目から 37 ページ目でございます。

模倣品の越境取引に関する規制の必要性でございます。

おおむね御支持いただけます御意見でございましたけれども、34 ページ目の 67、あるいは 37 ページ目の 70 では、特許法、実用新案法においても、商標法、意匠法と同様の規制を設けるべきといった御意見をいただきました。

これにつきましても、報告書案に記載のとおり、まずは現行で差し止め件数、点数の多い商標権、意匠権侵害品で検討を進め、その後、動向やユーザーの皆様の御意見を伺いながら将来の課題としてまいりたいと考えております。

そのほか 36 ページ目の通し番号 68 では、個人輸入を侵害行為の対象とすべきという御意見もございました。

これにつきましては、同要件につきましては、産業財産権 4 法に共通する要件でもございます。法律の趣旨も産業の発達の点にありますので、個人的、家庭的な使用実施についても、産業財産権の侵害行為の対象とすることについては慎重に考えるべきものと考えております。まずは商標法、意匠法での今回の改正の運用を見守りつつ、引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

最後に 38 ページ目、通し番号 72 でございますけれども、報告書全体に対する御意見として、改正が適当とされた事項については早急に対応が必要との御意見がありました。

以上がいただきました御意見の概要と、御意見に対する考え方でございます。

続きまして資料 1 の報告書案を御覧ください。

当方で修正の案につきましては見え消しで書かせていただいているところでございます。

今回いただきました御意見については、報告書の方向性を大きく修正しなければならないものまでは見当たらなかったものと考えておりますが、補完的なものとして 4 点の

修正、その他誤記の修正、表現の統一など技術的な修正をさせていただいております。

まずその具体的な中身として 17 ページを御覧ください。

第三者意見募集制度のところでございます。こちらの脚注におきまして、当事者の負担の軽減の観点から、第三者に電子データによる意見の提出を認め、当事者にこの複製を認める必要がある旨の御意見をいただいたことを記載させていただきました。

また、19 ページ目のところにおきましても、本文で電子データによる意見書の提出、複製等については、関係省庁で行われている議論の行方も注視しながら、検討を行うこととし、さらに、制度運用後の検証が必要な論点については、制度の検証が可能となれば、必要に応じて改善することが適当であると記載させていただいております。ここが大きな修正点の 1 つでございます。

続きまして 31 ページ目を御覧ください。

特許権の放棄に係る通常実施権者の承諾要件の見直しとしまして、31 ページ目の脚注に、独占的通常実施権者は、特許権が放棄されると、第三者の自由実施が可能となるため、独占的な地位を失うとの御意見をパブリックコメントで提出されました。そうした改正がなされた場合に、独占的通常実施権者に不測の損害を与えることがないように、契約の締結や更新の必要性がある方々のため、改正事項の周知徹底が必要であるとの記載を加えさせていただきました。

3 点目は 35 ページを御覧ください。その他の検討事項のページでございます。

検討継続事項として標準必須特許をめぐるライセンスのあり方を加えさせていただいております。

4 点目は 47 ページ目と 49 ページ目でございます。

模倣品の越境取引に関する規制の必要性でございます。

こちらは田村委員に委員長としておまとめいただきました商標制度小委員会の報告書の変更に伴い、それに沿って主に事実関係などを修正させていただいております。

47 ページ目の修正は、おおむね明確化のためのもの、49 ページ目につきましては、E Uにおける模倣品の輸入規制の根拠指令の追加をしているところでございます。

以上が今回のパブリックコメントを踏まえました報告書案の修正でございます。

事務局からの説明は以上でございますが、委員の皆様の御了解が得られるようでしたら、こうしたパブリックコメントを受けた報告書案の修正をさせていただきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局からの資料２のパブリックコメントの概要と、それに対する考え方、そしてそれを踏まえた資料１の報告書案の修正についての説明に関しまして、各委員の皆様から御意見などございましたら頂戴いたしたいと思います。

今御説明もありましたとおり、今般のパブリックコメントでは、全体で１４の方々から御意見をいただきました。概ね報告書案の方向に御賛同いただける意見が多かったように思われます。またそれ以外の御意見につきましても、これまで小委員会で議論されてきたことや、あるいは報告書案の中でカバーされている内容が多かったのではないかと理解しております。その中で、建設的な御意見につきましては、今事務局から報告がありましたとおり、報告書案の修正という形で反映させていただければと思っております。

今後、この本日の小委員会を経て報告書案がセットされましたら、事務局は次の段階、即ち法制化の作業に移ることとなります。それに先立ちまして、今の事務局の御説明、パブリックコメントに対する考え方、それから、報告書案の修正につきまして、委員の皆様から御意見などがございましたらお願いしたいと思います。御発言がおありの方はチャット欄に発言希望の旨を御記入いただければと思います。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には御自身のパソコンのマイクをオンにしてくださいようお願いいたします。いかがでしょうか。

萩野委員お願いいたします。

○萩野委員 大和合金の萩野です。よろしくお願いします。

今回、提示いただいた報告書案については、修正内容を含め、大きな異論はございません。パブリックコメントから報告書に反映いただいた内容は、どの点も重要な御指摘であり、議論のとりまとめとして発表する報告書としての加筆必要な内容だと思われま

す。

中小企業の立場から、パブリックコメントを拝見して感じたことを３点、二段階訴訟や利益吐き出し型賠償制度と模倣品に関することについて一言それぞれ述べさせていただきます。

二段階訴訟に関してですけれども、今回の報告書をもって議論のとりまとめという結論には異論ありません。ただ、パブリックコメントでも、一部の方からは、制度導入に前向きな意見をいただいております、早期の紛争解決を図る訴訟類型へのニーズというのは

確かにあるものだと感じました。企業体力の乏しい中小企業にとっては、訴訟の審理期間が長引くほど代理人の費用とか、対応にあたるものの人件費等の負担は重くなります。実務の動向を踏まえて改めて審議するとのことですが、A I だとかの技術が進展する中では、案件がますます複雑化することが見込まれる知財訴訟の審理期間がどう推移するのか注視いただきたいと思っております。また、再び検討する際には、訴訟全体が遅延しないような制度設計を考えていただければと思っております。

2つ目の利益吐き出し型賠償制度に関してですが、裁判の動向を注視しつつ、具体的なニーズが高まった時期に検討するという報告書の結論に異論はございません。令和元年の特許法改正による付帯決議で検討が促されたという内容でしたが、元年の改正によって賠償額がどのように推移するか注視する必要があるということで、早急な結論を得ることは難しかったと思います。ただ、パブリックコメントの意見でも、見送りについて賛成の意見と反対の意見、それぞれの意見が寄せられていまして、コンセンサスを得るのは難しい内容だなと改めて感じました。今後は判例の蓄積、事項を注視していただきながら、中小企業の声も引き続き丁寧にヒアリングいただきたいと考えております。

特許権侵害に対する金銭的救済がいまだに不十分であるという意見が根強く存在するという事は報告書にも記載いただいておりますが、そうした懸念から訴訟提起自体を見送る中小企業も存在するというのは実際にある、私も耳にすることであって、制度導入を求める声が高まった暁には速やかに検討を再開いただけるようお願いしたいと考えています。

最後に模倣品の越境取引に関する規制の必要性についてですが、模倣品の越境取引に関する規制の必要性については、諸外国の法律と運用状況などを調査しつつ、特許権と実用新案権への対応について検討いただけるよう、過去の委員会でもお話をさせていただきました。今回のパブリックコメントでも同様な意見が幾つか寄せられていると認識しております。報告書の結論にありますとおり、今後の議論で検討が進みますことを期待しております。

以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。いかがでしょうか。

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 賛成なのですが、一応賛成という発言をしておいたほうがいいと思

いまして手を挙げさせていただきました。

本報告書案については、新たに追加された内容も含めて異論なく賛成したいと思います。

意見募集を通じて真摯に御検討された多くの意見が寄せられて大変感謝したいと思います。頂戴した意見の中には貴重な御意見が含まれており、事務局様のほうでもこれらをすくいあげて本報告書案に反映されておりますので、私のからつけ加えることはありません。

その上で若干コメントをさせていただきます。

今も萩野委員からもありましたように、二段階訴訟について、侵害論について早期確定判決を求めるという意見がありまして、大変興味深いと私は思いました。一方で反対の立場の御意見は、やはり差し止めとの関係での御意見が多いと思っており、議論の重点というか、フォーカスするところが異なっていると改めて感じました。一旦は引き出しにしまっておいて、ニーズが顕在化した段階でまた議論するということと理解をしておりますが、ニーズが顕在化した段階では、侵害論について上訴できる制度というものを中心としながら、余り大がかりでない制度を想定して議論を開始されるほうがよいかと感じています。

また、その他の点なのですが、非常に対立の激しい難しい問題を多く含んでおりますので、調査研究を通じた実態調査というのが重要になってくるのだらうと思います。

議論の土台となるものですので、ファクトベースで客観的な実態調査がなされることを期待したいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

いみじくもおっしゃったとおり、二段階訴訟につきましては、引き出しの中にしまっておいて、必要があれば取り出すことができるようにしたということでありまして、最終的な案としては当面は見送りということでもありますけれども、この場でご検討いただいたことが無駄になったわけではないと理解しております。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 御説明ありがとうございました。

まずは報告書についてとりまとめいただきありがとうございます。

今回の内容は、パブコメで出た修正点も含め、産業界の意見、そして現場の実態に合

った提案だと思しますので、提案どおり法改正なり、あるいはその他の項目の検討の継続等を早急に進めていただきたいと思います。

また、加えて、法改正した後も新たな課題がないかも含めて着実なフォローができるようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、中間とりまとめにおいて議論を進化するとした観点について、議論を深めて一定の結論が出せたこと、そしてウィズコロナ／ポストコロナ時代の特許制度として早期に見直しが必要な点について、短期間に提言できたことに対しまして、事務局の方々に再度感謝申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

ちょうどパブコメなどを踏まえまして、標準必須特許をめぐるライセンスのあり方というような文言を1つだけ加えております。これも非常に重要な問題だと思っております。また御意見をいただく場が設定できればと思っております。

それでは、浅見委員よろしゅうございますでしょうか。

○浅見委員 短期間に適切な回答を作成していただき、また、報告書案の修正もしていただき、ありがとうございます。賛成いたします。

2点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目ですが、権利回復制度の見直しに関して、審査請求の回復については、意見を反映していただき、ありがとうございました。パブコメにもありますように、まずはガイドラインに具体例なども示していただいて運用を周知するとともに、実態を調査して、故意だと考えられるような場合には個別の指導もしていただければと思っております。また、回復申請がなされる案件が増えると思われますので、案件リストの提示の仕方なども工夫して、第三者がチェックしやすいようにしていただければと思います。

もう1点なのですが、これは特許制度小委ではなくて、基本問題小委員会の報告書で提案されているマルチマルチクレームの禁止についてです。

これは省令改正で特許法改正は必要ありませんが、実務には大きな影響がありますので、新たな制度が開始される前に十分に周知をしていただきたいと思います。それでもマルチマルチクレームの出願がなされてしまうと思いますので、その場合にどのように運用していくのかについても、早めに検討して公表していただくことを希望いたします。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、長澤委員、よろしくお願いいたします。

○長澤委員 本当に今回は特許庁の担当の方々と何度も意見交換をさせていただき、また、さまざまなステークホルダーの話を真摯に聞いていただいた上で迅速にまとめていただいたということで非常に感謝をしております。

1点だけコメントがありまして、今回の議論の特許権者の金銭的な救済や、模倣品の越境取引に関する規制に影響してくると思うのですが、やはり故意や悪意といった悪質な侵害と、特許のやぶの中で調査しきれずに侵害してしまったり、社会インフラ化している技術について、1000件のうちの1件でもそれが使えないとビジネス自体ができなくなって事業をやめなければいけないからやむなく侵害してしまった場合の侵害というのはかなり質が違うのではないかと思います。例えば模倣品の個人輸入についても、前者の場合は特許権で差し止めてもいいと思うのですが、今のところは何の区別もついてないので後者の場合もすぐ差し止められてしまうことが懸念点です。引き続き今後検討するとなっていると思いますが、やはり一度、侵害の質の違いに踏み込んで議論をしていかないと、知的財産権の適切な保護ができないのではないかと、今回の委員会に参加させていただいて感じたところでございます。

先ほどは模倣品の話をしましたが、同じように損害賠償額についても、特許のやぶの中の1件を知らずに侵害した場合と、意図的に技術を盗用し、同じような製品を非常に安い値段で販売している場合とで、法律上は同様に侵害行為であり、賠償額も同じであるというのは、産業の振興という観点からも適切ではありません。もちろん裁判所の適正な判断があつて、例えば控除とか、そこで調整はできるとは思うのですが、この点について一度踏み込んだ話を今後できたらいいと考えております。今後の話し合いのサブジェクトの参考にしていただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、続けて設楽委員、よろしくお願いいたします。

○設楽委員 私も今回の報告書につきましては、多数の意見をバランスよくまとめていただきまして、これについて全く異存がございません。また、立法の方向性のあるジャンルにつきましても現実的だと思いますので、これも特に異存はございません。

2点ほどコメントですけれども、損害論につきましては、長澤委員から出ましたよう

に、多種多様のいろいろなケースがございますので、今までの裁判例はその辺をできるだけ調整できるようにいろいろな配慮をして判断され、蓄積されてきたものかと思っております。今後もそういった裁判例に基づくバランスのいい判断というのは必要かなと思っております。

それから、今後につきましては、5G、IoTの時代が、もうすぐそこまできております。昨年度はEUではかなり活発に標準必須特許に基づき差止を認める裁判例も出ております。ドイツ、イギリスの最高裁が標準必須特許に関連して幾つか判決を出しております。日本ではアップル・サムスン判決のあとあまり活発に裁判例は出てないようですけれども、国際的な裁判の潮流が少し変わってきているかと思えますし、もう既にそこまで5G、IoTの時代がきていますので、この問題について今後どういうふうに対応すべきなのかということは、特許法の改正よりも広い視野に立ったうえで、検討していないといけない問題かと思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 この度は事務局様がこのような詳細かつ丁寧な報告書案をまとめていただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

また、今回のパブコメに基づいて報告書を修正いただきました。この点についても賛成を申し上げたいと思います。

また、コメントとして2点申し上げさせていただきたいと思っております。

特に口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化、これに関しましては、現在コロナ禍にありますので、無効審判等の口頭審理が止まっていると思っております。したがって、これが法制化されましたときには、なるべく早く施行していただきたいと考えているところでございます。

また、報告書案の35ページのその他の検討事項というところで、プラットフォーム化するビジネスへの対応、特許権の実効的な保護のための関連データの取り扱い、標準必須特許をめぐるライセンスのあり方、ライセンス・オブ・ライトや実用新案制度の検討事項を記載していただきましたので、今後は更にAI・IoT時代にふさわしい制度にするためにも、このような事項につきまして積極的に検討を継続して行っていただきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

いろいろ建設的な御意見をいただきまして、大変ありがたかったところです。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ですけれども、この報告書「ウィズコロナ／ポストコロナ時代の特許制度のあり方（案）」の方向について御了解を得られたものと考えますけれども、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

御異議がないものと認められると考えさせていただきまして、それでは、本小委員会として本報告書について御了解をいただいたものと認めさせていただきたいと思います。

なお、誤植など技術的な修正が必要になった場合につきましては、委員長であります私に、大変恐縮でございますが御一任をいただければと存じますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

総務部長挨拶

○玉井委員長 それでは、最後になりますが、今回の報告書のとりまとめで特許制度小委員会も一区切りつきましたので、一言御挨拶を頂戴できればと思います。糟谷長官は公務で外出をされるということですので、小見山総務部長お願いいたします。

○小見山総務部長 ありがとうございます。

特許庁総務部長の小見山でございます。糟谷が所用により外出しておりまして、代理で御挨拶させていただきます。

緊急事態制限発令下、本小委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

この小委員会では、「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」というテーマで11月から第三者意見募集制度、口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化や、災害等の発生時における割増手数料の取り扱いといった新型コロナウイルスの影響によって顕在化した課題を中心に幅広く御議論いただきました。

委員の皆様方には御多忙の中、本小委員会に御参加いただき、貴重な御意見を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。とりわけ玉井委員長におかれましては、議事を円滑に進行していただき、心より感謝申し上げます。

今回御議論いただきました課題は、昨今の新型コロナウイルスの影響により、テレワークをはじめとするリモート化やデジタル化がますます加速する中、極めて重要であると認識しております。特許庁といたしましては、法改正などいただいたとりまとめの運用の具体化に向け早急に検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様様の御指導、御鞭撻を賜れば幸いです。

重ねまして、本日は誠にありがとうございました。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議論を終了いたしたいと思います。

最後に今後のスケジュールにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○猪俣制度審議室長 御審議いただきましてありがとうございました。

本日、御審議いただきました報告書案につきましては、速やかに特許庁のホームページにおいて公表させていただきたいと思います。

次回以降の具体的な開催日程等につきましては、委員長とも御相談の上、追って皆様に御連絡差し上げます。

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

閉会

○玉井委員長 それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第46回特許制度小委員会を閉会いたしたいと思います。

本日も長時間御審議いただきましてどうもありがとうございました。